# 〇生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年12月生駒市条例第42号)新旧対照表

現行

改正案

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第11項</u>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項
  - (3) · (4) 略
- 2 略

(特別利用保育の基準)

第35条 略

- 2 略
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「高条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・

保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) 略
- (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第10項</u>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項
- (3) (4) 略
- 2 略

(特別利用保育の基準)

第35条 略

- 2 略
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合 には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型 給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同 じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を 除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・ 保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」と あるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。 以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条 第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第 2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項 第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付 認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・ 保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保 育を受ける者を含む。)」とする。

「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

### 第36条 略

# 2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(特別利用教育の基準)

# 第36条 略

#### 2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合 には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型 給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を 除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・ 保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」と あるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。 以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に 掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19 条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条 第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認 定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利 用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分 に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げ る額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準によ り算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子 ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を |含む。)| と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教 育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。